

# 営農ウィークリーNEWS

## 肥料価格高騰対策について



肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、化学肥料の低減に向けて取り組む農業者の皆様の、**肥料費増加分を支援**する制度。

### 支援の対象

・**農作物の販売を行う農業者(販売農家)**

(自家消費のために農作物を栽培する農家は対象外)

・**令和4年6月～令和5年1月に発注・購入した肥料**

(肥料法に基づく登録・届出がある肥料のうち、令和4年6月～令和5年1月に発注・購入し、購入農業者自身で使用する肥料に限ります。)

### 支援の内容

化学肥料低減の取組を行った上で、**前年度から増加した肥料費**について、その**増加分の7割**を支援金として交付

$$\text{支援金} = \left[ \text{当年の肥料費} - \left( \text{当年の肥料費} \div \text{価格上昇率} \div \text{使用量低減率} \right) \right] \times 0.7$$

【国で決定】      【0.9】

### 申請に必要なもの

①化学肥料の2割低減に向けて、2つ以上の項目に取り組むこと

(化学肥料低減計画書で申告していただきます。)

※令和5年12月末、令和6年12月末に低減実施状況を報告していただくことが必要です。

②令和4年6月～令和5年1月に発注・購入したことがわかる書類

※JAで申請される方については不要です！(申請はJAでご購入分のみ)

### TAC information

JAで、ご購入・ご注文の肥料は、  
JAでグループ申請を行います！



JAにおいて肥料をご購入・ご注文をいただいた方をグループとみなし、JAにて一括申請を行います。

申請される方は、1月末までに**化学肥料低減計画書**をJAまでご提出ください。

※JA以外で、ご購入いただいた分については、購入先にお問い合わせください。

化学肥料から国産有機質肥料等への転換を支援します  
**京都府 肥料高騰緊急対策拡充支援事業**

肥料価格高騰を受け、海外に依存する化学肥料から国産有機質肥料等への転換をはかる農業者を支援します

内 容	野菜、花き、水稻、茶等への国産有機質肥料購入費*や土壌分析費等を支援します（※ <u>国産有機質肥料とは、有機肥料と化学肥料の混合を含みます</u> ）	
対 象 者	ア～ウの要件をすべて満たす事業実施主体 ア 府内に所在し、府内に主な生産・経営基盤を持つ農業者のグループ・組織 （ただし、雇用者のある農業法人、認定新規就農者は1戸で申請可能） イ 国産有機質肥料等を活用し、化学肥料の使用量を低減する取組 ウ 化学肥料の施用を前作に比べて20%以上転換又は低減する取組 （窒素・リン酸・カリの各種合計成分量）	
補 助 対 象	国産有機質肥料への転換	国産有機質肥料購入費、 運搬・散布代行費
	化学肥料の低減	土壌分析費、緑肥作物の種子購入費 マルチ資材の購入費
補 助 率 等	定額（10a当たり10千円以内） （1事業主体当たり上限額500千円）	
事 業 対 象 期 間	令和4年5月18日～令和5年3月10日に購入したもの	
提 出 書 類	申 請 時	実施計画書、経費内訳書、使用量低減計画、団体の規約、名簿等
	実 績 報 告	経費内訳書、取組面積が分かるもの、請求書等

〔 他の補助事業と支援メニューが重複する場合は、対象となりませんのでご注意ください 〕

**申請締切が、令和5年1月末まで延長されました！**